

# 青森県報

第二千三百七十四号

平成十六年  
九月三日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

青森県地方労働委員会第四十期委員の推薦……………  
 砂利採取業務主任者試験の施行……………  
 開発行為に関する工事の完了……………  
 (労政・能力) ……  
 (開 発 課) ……  
 (河川砂防課) ……  
 (建築住宅課) ……

## 公 告

### 青森県地方労働委員会第四十期委員の推薦

青森県地方労働委員会第三十九期委員の任期が平成十六年十一月六日で満了となるので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、平成十六年十一月七日に第四十期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。 )及び労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。 )の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成十六年九月三日

#### 一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

青森県知事 三 村 申 吾

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。 )第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県地方労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成十六年九月六日から同年十月一日まで

四 推薦方法

候補者推薦書(第一号様式)及び候補者調書(第二号様式)を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県地方労働委員会の証明書を添付すること(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。 )。

(第一号様式)

青森県地方労働委員会 使用者 委員候補者推薦書 労働者

青森県知事 三 村 申 吾 殿

推薦団体 住所  
 住 所  
 名称及び  
 代表者氏名  
 印

労働組合法施行令第21条第一項の規定に基づき、青森県地方労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名 年 齢 所 属 組 合 名 住 所

(第2号様式)

受 験 願 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付けて記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付けて記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日の順に記入すること。)

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十六年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告する。

平成十六年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十六年十一月十二日(金) 午前十時から正午まで
- 2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 三 受験願書の受付期間

平成十六年十月七日から同月二十五日まで(郵送の場合は同月二十五日付け消印のあるものまで有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 履歴書 一通
- 3 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料  
七千六百円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してならない。)
- 七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。(郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。)

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
三戸郡階上町蒼前東一丁目九の七一	八戸市大字妙字西ノ平七の一 北部運送株式会社
むつ市金曲三丁目九の六、九の二八から九の三〇、九の三二から九の三六及び九の三八から九の四二	むつ市昭和町一の一五 有限会社秀和不動産
十和田市東十三番町二三の八	十和田市穂並町一五の一〇 株式会社スーパーカケモ

(発行人・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------